全日本トラック協会 多重下請構造のあり方検討会 提言概要

●多重下請構造のあり方検討会の概要

実運送事業者における適正な運賃の確保によるドライバーの賃金水準向上の実現に向け、多重下請構造や利用運送事業者の実態を把握するとともに、実運送事業者の意見を集約し、<u>多重下請構造の是正に向けた方策や利用運送事業者のあり方</u>等について検討するため、<u>坂本会長の諮問機関として本検討会を設置</u>。 なお、本検討会でとりまとめた本提言は、<mark>坂本会長に答申</mark>するとともに、国土交通省における各種施策に反映いただけるよう要請。

●多重下請構造のあり方に関する提言

1. 下請の制限について

• 一般貨物自動車運送事業者並びに利用運送事業者における利用運送は、自 主行動計画を取りまとめた大手運送事業者だけでなく、中小運送事業者を含め たトラック業界全体として2次下請までと制限すべき。

2. 運賃・手数料について

(1)元請運送事業者(一般貨物自動車運送事業者・物流子会社)

- 下請を利用する場合、<u>荷主</u>から標準的な運賃に加えて、告示で定める<u>利用運送手数料10%を収受</u>するための交渉を積極的に行うべき。
- •標準的な運賃を確保し、実運送事業者に適正な運賃を支払うべき。

(2)水屋(利用運送専業事業者・取次事業者)

- •元請運送事業者と同様に、<u>依頼元である運送事業者等</u>から、運賃とは別に 利用運送手数料を確保し、実運送事業者に適正な運賃を支払うべき。
- 国土交通省等が適切な事業の実施をチェックする仕組みを設けるべき。

(3) 求貨求車システム等マッチングサイト

- <u>標準的な運賃を大幅に下回り採算のとれない水準の運賃</u>は、<u>運営会社等</u>が低 運賃の取引を防ぐため、自社のサイト等に載せないよう自ら厳しく規制すべき。
- 実運送事業者が収受する運賃の低下を防止するため、求貨求車システム等で 得た情報を他の事業者に再委託をする行為は、やむを得ない場合を除き、 運営会社等が厳しく制限すべき。
- <u>国土交通省等</u>から低運賃の取引を放置する<u>悪質な運営会社等</u>に対しては<u>改</u> <u>善の要請</u>を行うべき。
- <u>著しく低い運賃を掲示している掲示板の利用者</u>(元請運送事業者や利用運送 事業者等)をトラックGメンによる監視や監査による是正指導等の対象とすべき。

(4)その他

・<u>燃料サーチャージ</u>や<u>料金</u>については、<u>元請運送事業者</u>は<u>荷主から収受</u>すると ともに、<u>実運送事業者にその全額を支払う</u>べき。

3. 帰り荷について

- 帰り荷は低運賃で良いという悪しき習慣が残っている限り、業界全体の運賃は低いままである。「帰り荷=低い運賃」の考え方を一掃すべき。
- <u>標準的な運賃</u>は、<u>帰り荷がない場合でも採算がとれる水準</u>となっているが、往 路及び復路の貨物が同一荷主の物である場合は、<u>往復割引の設定</u>をするな ど、<u>荷主の理解を得る</u>べき。

4. 規制的な措置について

- <u>国土交通省</u>はすべての元請運送事業者に<u>実運送体制管理簿</u>の作成について 丁寧に指導すべき。
- <u>国土交通省</u>は、<u>管理簿作成の効果を検証</u>し、必要に応じて見直しを行うなど、 多重下請構造の是正に繋がる仕組みとなるようにすべき。

5. 利用運送専業事業者のトラック協会への入会について

・協会の会合等の場が利用運送専業事業者の営業活動として利用される実態があることから、<u>各都道府県トラック協会</u>において、<u>利用運送専業事業者を入会させない</u>とするルールが必要。

6. 周知・徹底について

- •1~4について、国土交通省等において指針やガイドラインを作成し、全ての運送事業者、利用運送事業者、マッチングサイト運営事業者等に取り組んでもらうよう周知徹底をお願いしたい。
- 多重下請構造の解消のためには、<u>荷主から元請運送事業者に対して下請の制限</u>をかけることに一定の効果が見込まれることから、<u>物流効率化法</u>の改正事項である「荷主が取り組むべき事項」として位置づけるべき。
- 一定期間が経過しても多重下請構造に改善が認められない場合は、多重下請 構造を規制するため、厳正に対処すべき。